

Title	宗家文書より(二): 豊公文書拾遺附秀次文書等
Sub Title	
Author	武田, 勝藏(Takeda, Katsuzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1926
Jtitle	史学 Vol.5, No.4 (1926. 11) ,p.111(571)- 126(586)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19261100-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

宗家文書より (二)

— 豊公文書拾遺附秀次文書等 —

本誌第四卷第三號に『伯爵宗家所藏豊公文書と朝鮮陣』と題して、筆者の舊藩主宗家所藏の豊公文書の大部分を學界に紹介し、且つ大方の指教を仰いだが、幸に諸彦の御一讀を得たのは誠に光榮とする所で、謹んで深謝の意を表するものである。該號記載のものは、其の「はしがき」中にも御斷り致して置いた通り、筆者が何分にも學生時代の起稿に係るもので、杜選の處もあり、猶ほ其れに書き漏した朝鮮陣關係の豊公文書十數通がある。それで今其れ等のものとの他の豊公文書○朝鮮陣に關係なきものとを聚收して、假に「豊公文書拾遺」として紹介し、其の序を以て朝鮮陣關係の豊臣秀次等の文書若干をも附録することとした。若し諸賢の御參考ともなるならば、筆者の幸福とする所である。

猶ほ次に記す豊公文書等も亦何れも筆者學生時代の謄寫にかゝるを以て、或は誤寫などもあるかも知れぬが、前號にも御斷した如く、最早や再度容易に校合する機會を得ないので、止むを得ず當時の儘にして置く。何卒切に諸賢の御寛恕と匡正とを仰ぐものである。(大正十五、九、一補記)

A 豊公文書拾遺

(一)

爲音信高麗筵十枚、並照布十端、到來候、寔遠路之懇志被悅思食候、猶施藥院可申候也、

七月十六日(花押 ○秀吉花押
以下同じ)

宗讚岐守とのへ

(二)

爲音信、差上使者、殊弟鷹三居到來、別而自愛不斜候、誠遠路懇志之段、悅思食候、尙施藥院可申候也、

七月十六日(花押)

宗對馬守とのへ

右の二文書は宗家兩人(讚岐守義調、對馬守義智)より伏見の秀吉のもとに贈つた進上物に對する謝意の書狀である。この文書の年代を考へるに、義調は天正十六年十二月に卒去して居れば、同年を下らず又用紙が檀紙なる處から推量して、豊公文書の普通の例に隨つて、上は天正十四年迄で、其れ以前には遡らないと思ふ。

猶ほ、本稿所載の豊公文書の用紙は何れも檀紙で、形は折紙である。

(三)

高麗儀柳川差遣、色々入精段、尤候、至來年可渡海由、被聞召届候、然者賄已下可爲造作候間、
八木貳千石被遣之候、猶施藥院、小西和泉可申候也、

七月十六日(花押)

宗對馬守とのへ

この文書は天正十四年より同十六年迄のものと推察せられ、この文意によると柳川即ち柳川調信が朝鮮に渡海して居る。宗家より朝鮮に交渉の使者を差遣したことの記録に見えるのは、天正十五年冬と、

(秀延の行年日記、安邦俊の野史別録等) 同十六年六月(寛政重脩諸家譜、隱峰野史別録、朝鮮通交大紀等)との二回であるが、兎に角この文書は注目に價ある

ものではあるまいか。(拙稿朝鮮陣八八頁参照)

右文書書留中の施藥院は(前の二文書にもある。)山名(丹波)全宗の事で、學醫として名高く、秀吉の眷遇を受けて

天正十三年七月に法印、施藥院使に叙任せられ、又昇殿をも聽許せられた者で(野史参照)豊公文書にはよく其の名が見えて居る。又小西和泉は何人であるか、未だ取調ては居らない。御承知の方は御教示を希ふ。

(四)

宗家文書より(武田)

當年爲祝儀、太刀一腰並鷹三居、虎皮一、豹皮二、何茂如書付、到來候、誠遠路懇情悦思召候、高麗之儀、猶以小西被仰出候條、可精入事專一候、委曲小西攝津守可申候也、

三月十日(花押)

宗對馬守とのへ

この文書は宛書が宗對馬守となつて居るに依つて天正十八年迄のものである。其の譯は對馬守即ち宗義智は御承知の通り數年の苦心交渉の結果、漸く天正十八年十一月に信使を同道して秀吉に謁せしめたので、其の功勞に據つて從四位下侍從に叙任せられ又羽柴の姓を聽された。因つて爾後の豐公文書の宛書は羽柴對馬侍從、羽柴對馬守或は對馬侍從と記される様になつた。(拙稿朝鮮陣 九六頁參照)又書留に「委曲小西攝津守可申候也」と記されてあるに依つて天正十六年以後のものと思ふ。小西攝津守即ち行長が日向守より攝津守に遷任したのは天正十五年夏秋の間であるから。

(五)

爲歲暮祝儀、太刀一腰並照布五端、白馬到來、遠路懇情悦思食候、猶小西攝津守可申候也、

十二月廿九日(朱印)(○秀吉朱印 以下同じ)

宗對馬守とのへ

(六)

爲年首之祝儀、太刀一腰、銀子十五兩到來悅被思召候、尙小西攝津守可申候也、

正月廿日(朱印)

宗對馬守とのへ

右二文書(五)(六)は前文書(四)説明の通り前者(五)は天正十六年又は同十七年かて、後者(六)は天正十六年より同十八年迄である。然し小西行長は天正十五年秋、肥後佐々成政の領内に於ける土寇の反亂鎮撫の檢使として肥後に赴き翌十六年四月頃迄同地に留まり次いで秀吉より成政の舊領の半國を割き與へられ、二十四萬石を得て宇土城を治する事となり、六月下旬より再び同地に滞在して居れば、恐らく前者(五)は十七年で、後者(六)は十八年ではあるまいかと思はれる。(拙稿朝鮮八九頁天正十五年十月十四日豊公文書九一頁同十六年二月廿九日行長文書參照)

(七)

蜂蜜之巢三、遠路差上候、誠希有之物上覽、一入悦思召候、猶施藥院可申候也、

十二月十八日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

この文書は宛書(羽柴對馬侍從)に據つて、天正十八年以後なる事は明白である。文中「遠路差上候」とあれば、恐らく對馬より送り届けたものと思はれる。前記の如く對馬守が天正十八年に信使同道して伏見に來り、再び同道して歸國したのは翌十九年春であれば、本文書は十九年以後で恐らく十九年廿年

の孰れかと思はれる。

(八)

爲改年之祝儀、太刀一腰、馬代銀拾兩到來候、被悦思召候、猶石田治部小輔可申候也、

三月五日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

この文書は宛書によつて天正十九年か其れ以後のものと思ふ。

(九)

音信 惟子 いんしんとして、かたひら十、白いと甘ゆい、糸結並ならひに三色五荷到來かたうらい、悦思召よろこひをほしめし候、猶かうそらす申へく候也、

七月二日(朱印)

對馬侍從 つしまのしんら内へ

この文書は宛書に據つて天正十九年か其れ以後である。豊公の朱印状中假名書のものには稀に見受けるもので、右は宗家所藏文書中唯一なものである。

(一〇)

今度亂入刻、人取仕候者、不寄男女、其在所へ、儘可返付候、其外法度之事、只今被遣候

奉行共ニ、被仰付候間、可成其意候也。

急度被仰出候、自對馬高麗之間、爲渡海、其方手前之船内、六端帆のつもり船貳十艘、毛利民部ニ毛利兵橋、宮木長次、早川主馬、此四人ニ可相渡、壹岐對馬之間をも、其ノニ被仰付候、名護屋壹岐間ハ、上様御手船並名護屋在陣衆以手船、渡海之儀被仰付候間、成其意、手前之儀堅可申付候、船頭飯米、六たんぼニ拾人宛分被下候、中飯ハ爲舟主、可下行候也、

卯月廿六日(朱印)

羽柴對馬守とのへ

右の文書は説明する迄も無く、文祿元年のもので、これと同文は朝鮮在陣各將に送られた様で、他でも一見した事がある。

(一一)

長々在陣、辛勞不被及是非候、仍帷ニ被遣候、令着、彌可入精候、就其、御仕置等儀、以御一書被仰遣候、猶熊谷半ニ、水野久右衛門可申候也、

五月一日(朱印)

羽柴對馬侍従とのへ

この文書は文祿二年のもので、是月熊谷半ニ、水野久右衛門の兩人は媾和條約協議について秀吉の内

意を傳へる爲め使者として彼地に渡海して居る。

猶ほ是れと同文のものが羽柴安藝宰相と羽柴吉川侍從等にあてられて居るが、大日本古文書には年代を定めて、前者のものを文祿二年、後者のものを文祿四年と、同文に兩年代を附して居る。

(一三)

其表爲見廻、徳永式部卿法印、宮木長次兩人被差越候、誠長々辛勞之至候、仍道服・袷被遣之候、猶奉行衆、年寄共方より可申候也、

八月廿五日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

右の文書は文祿二年のものであらう。鍋島加賀守等にも同文がある。

(一三)

爲其表御見廻被仰遣候、長々在番、辛勞思食候、然者普請等申付、諸事無由斷、氣遣專一候、猶木下大膳大夫可申候也、

二月晦日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

右の文書は文祿二年頃のものと思はれ、毛利七郎兵衛尉等にも亦同文がある。

(一四)

將又帷子二、道服一被遣之候也、

長々在番、辛勞思召候、仍赤國働之儀、寂前如仰出候、各令相談、先々見斗入精、無油斷可申付候、猶松井藤介、竹中貞右衛門尉可申候也、

七月十日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

この文書は文祿三年かと思はれ、吉川侍從等にもこれと略ぼ同文がある。

(一五)

其表長々在番、辛勞不被及是非候、仍小袖二被下候、猶毛利豐前守、平野新八可申候也、

正月十六日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

(一六)

爲年頭之祝儀、太刀馬代銀子貳枚到來、悦思食候、長々在陣苦勞候、猶小西攝津守可申候也、

三月三日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

宗家文書より(武田)

(五七)

一一九

(一七)

其表爲見廻、美濃部四郎三郎、山城小才次被差遣候、長々在番辛勞不被及是非候、殊普請以下丈夫ニ申付番無由斷趣被聞召届候、就其人數兵糧等相改可申付候、猶以兵糧當春舟數相揃、近々渡海候儀、被仰出候條、可成其意候、將又小袖一重被遣候、猶兩人可申候也、

二月廿八日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

この三文書(一五、一六、一七)は何れも文祿三四年と思はれる。(追記——(一五)の文書は文祿四年で羽柴吉川侍從等にも同文のものがある。)

(一八)

小西攝津守任到來、被成御朱印候、其地在留、永々辛勞共候、彌普譜番所等、無由斷可申付候、大明隨返答、來年被指遣御人數、急度可被仰付候條、可成其意候、尙山中山城守可申候也、

卯月十六日(朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

この文書は文祿四五年かと思はれる。鍋島加賀守等にも同文がある。

以上を以て豊公文書は終つたから、次に、豊臣秀次文書を紹介する。この秀次文書は何れも檀紙切紙

て豊臣の朱印が捺されてある。

秀次は御承知の通り天正十九年十二月廿八日秀吉の後を襲うて關白職を承ぎ、文祿征韓の役に於いては秀吉出陣に随はず、聚樂の策に駐まつて悠々日夜安逸に耽り、遂に秀吉の怒をかひ、文祿四年七月三日追はれて高野山に赴き、十五日同山青巖寺に於て自盡した。それでこの秀次文書は何れも文祿元年より同三年頃迄のものと思はれる。

猶ほ同文書は何れも累年在陣の勞を犒ふの文意であれば、主として文祿二三年のものであらう。

B 豊臣秀次文書等

(一)

爲見廻被仰遣候、其表長陣之儀、寔苦勞不及是非候、其許様子具被聞召度候、依帷三被遣之候、猶追々可被仰遣候也、

卯月九日(秀次朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

淺野左京大夫等にも略ぼ同文がある。

(二)

遠國永之在陣、寔苦勞、殊方々相勤、晝夜心盡之段可被票是非候、雖無差儀、爲見廻被仰遣候也、
五月廿六日(秀次朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

(三)

爲見舞被仰遣候、其國累年在番、寔苦勞之事、察思食候、彌靜謐之由、尤候、猶重而可被仰遣候也、

六月廿四日(秀次朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

(四)

爲見舞被指遣使者候、其表彌靜謐候哉、誠累年在番苦勞之段、察思食候、猶追々可被仰遣候也、

八月廿七日(秀次朱印)

羽柴對馬守とのへ

戸田侍從等にも同文のものがある。

(五)

其國爲見舞、被差遣吏者候、寔遠國長々在陣氣遣苦勞之段不被及是非候、彌靜謐候哉、様子被聞

召度候、雖不及被仰越、諸事入念可被申付儀尤候也、

九月八日(秀次朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

羽柴戸田侍從、羽柴安藝宰相等にも同文のものがある。

(六)

其國爲在番相殘、打續令苦勞段被察候、此比其元彌靜謐由尤候、雖無差儀、使者被遣候、猶追々可被仰聞候也、

十一月四日(秀次朱印)

羽柴對馬侍從とのへ

C 武將文書

(一)

猶以御音信難申懸候、今日八日島津走入、御赦免ニ候、來十一日加籠島へ被移御座候、九州一逼ニ候、幸御吏者御見聞ニ候間不具候、以上、

預御狀、委細拜見、本望之至候、仍先度至平戸御吏僧被差越由、宗室御雜談候間、早々御斷被仰

上尤之由、御内儀申候處、早速御吏者御進物等御仕合無殘所珍重存候、我等式迄、高麗鷹一居被懸御意、外聞實儀自愛不斜候、隨而高麗國江御人數可被遣由御諛候條、別而御忠節専用存候、雖然御詫言申候者、依様子御才覺可然存候、如貴意、向後異に他可申談候間、御同意可爲欣悅候、猶柳川權介殿江申入候、恐々謹言、

五月八日 嘉隆(花押)

宗讚岐守殿

御返報

この文書は拙稿朝鮮陣八一頁に記述した如く、天正十五年秀吉の九州征伐の節、宗讚岐守(義調)は敬意を表する爲め秀吉の太平寺の牙營に使者一族佐須彦十郎調滿、柳川權之助竝に柚谷康廣を遣はした。この使者の歸途、一秀吉朱印狀、行長書狀と共にこの文書を持して歸つたのである。

(拙稿朝鮮陣八一頁五月四日
日豐公文書、三頁五月
八日行長
文書参照)

(三)

岡田勝五郎、方被相越候ニ付而、被成御朱印、猶以、口上ニ被仰合、被遣候、大明無事之儀、惣別此方より被思召、實儀ニて無之候、然は、城々丈夫ニ被仰付、各在城候間、九州同前ニ被存、彌諸城普請以下被申付、諸事丈夫ニ可有覺悟由、御意候、重而、關白様ハ被出御馬、赤國を始、

被加御成敗、於其上、御詫言申上候ハ、被聞召届、可被仰付旨候、委細岡勝五、可被申入候、

恐々謹言、

九月廿三日

増田右衛門尉長盛(花押)

石田治部少輔三成(花押)

羽柴對馬侍從殿

御陣所

この文書は拙稿朝鮮陣一一二頁所載の文祿二年九月廿三日豊公朱印狀に添へられた奉書である。豊公文書には大抵奉書が添へられてある譯であるが、奉書の存して居るのは稀れて、宗家所藏中に於ても奉書の殘存するものは本書と次の文書の二つのみで他は見當らなかつた。

(三)

永々御在番、御辛勞候付、被成御朱印候、可有御頂戴候、來春早々、御兵糧船數艘、可被指越候
明後年ハ、可被及御行候様子、被仰出候、其刻ハ、彈正・増右・石給も、可有渡海候之間、可被遂
口談候、委曲被顯御朱印候、尙追々可申述候、恐惶謹言、

十二月廿日

山中山城守甚俊(花押)

淺野彈正少弼長吉(花押)

羽柴對馬侍從殿

參人々御中

この文書は拙稿朝鮮陣一一四頁所載文祿三年十二月廿日豊公文書の奉書である。

さて以上載せたものは、宗家所藏の豊公文書の一部と秀次文書竝に武將文書若干である。

猶ほ本誌に依つて是れまで紹介した宗家所藏古文書は左の通りである。諸彦の御参考までに附記して置く。

一、伯爵宗家所藏豊公文書と朝鮮陣 第四卷第參號

一、慶長拾六年交趾國へ渡航免許朱印狀 第四卷第四號

一、正徳信使改禮の教諭原本 第五卷第壹號

一、宗家文書より(一) 第五卷第三號

一、同 上(二) 本 號

武 田 勝 藏